

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）３３条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 31 年 4 月 19 日付けで行った、請求人の子（以下「本児」という。）に係る法 33 条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

本児が出生した直後から、当初一時保護処分、入所措置処分及び本件処分がなされ、請求人らは本児を養育した期間がないのだから、虐待したことも、著しく監護を怠ったこともない。

一時保護や入所措置による社会的養護には人的・物的問題点があることは広く知られているのに、そのことを配慮せず行った本件処分は違法である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、

棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年8月20日	諮問
令和元年9月27日	審議（第37回第3部会）
令和元年10月24日	審議（第38回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、同項1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。

これを受けて、法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童について、法27条1項各号の措置を採らなければならないと規定し、同項3号として「児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自

立支援施設に入所させること。」と規定している。そして、同条4項は、同条1項3号の措置は、前項の場合を除いては、その親権を行う者の意に反して、これを採ることができないとする。

- (2) 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）Ⅱ・2・(2)・アでは、「棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合」等とし、同イでは、「適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合」等としている。

なお、一時保護ガイドラインは、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

- (3) そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相

当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照）とされている。

なお、東京都知事は、法27条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

- 2 これを本件についてみると、平成31年2月5日、処分庁は、本児に係る法25条の規定に基づく通告を受け、母が本児を出産した病院において、母乳をあげられないなどの養育困難な状況が認められたこと、請求人らの親族による養育援助等も見込めず、請求人らに支援機関の関与を強く拒否する姿勢があったことから、本児に係る養育環境の調査が必要であると認め、法33条の「必要があると認めるとき」に当たると判断して、同月8日に当初一時保護処分を行ったことが認められる。その後、処分庁は、請求人の承諾を得て、同年3月20日に入所措置処分を行ったが、請求人が入所措置処分の取消しを求める審査請求を提起したことから、これを上記承諾の撤回と解し、入所措置処分を解除する一方で、当初一時保護処分の際に認められた一時保護の必要な状況が変化しているとは認められず、引き続き「必要があると認めるとき」に当たると判断して本件処分を行ったことが認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の規定に基づくものであり、違法・不当な点は認められない。

- 3 請求人は、第3のとおり、請求人らが本児を養育した期間はないのであるから、虐待したことも、著しく監護を怠ったこともない旨主張する。しかし、上記2のとおり、本児の養育についての家庭環境には、養育困難であると思われる状況が現に存在することから、処分庁は、法令等に則り本件処分を行ったものである。

また、請求人は、一時保護や入所措置の制度上の問題点を主張する。しかし、そもそも、行政機関である処分庁は、現行の法令（具体的には前述の1に引用した法令）を所与のものとした上で、これに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、請求人のかかる主張は、法令の規定ないし法令に基づく制度そのものに対する不服であって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成